特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
柏原市長

公表日
平成29年9月1日

［平成26年４月　様式３］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の内容	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保証するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない 1. 住民基本台帳は住民基本台帳法（以下、「住基法」という）に基づき、作成されるものであり住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。 また、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という）に本人確認情報を送信する。 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び住基法に基づき、以下の事務において、特定個人情報の取扱いを行う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ②住民からの転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づいて住民票の記載、消除又は記載の修正を行う ③住民からの申請等により、住民票の写しを交付する（住基法第12条） ④転入届に基づき住民票を記載した際の転出元市町村に対する通知（住基法第9条） ⑤転出者に転出証明書を交付する。（住基法第22条第2項） ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知（住基法第30条の6） ⑦本人確認情報等を住基ネットに通知する（住基法第30条の6） ⑧転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転入処理を行う（住基法第24条の2第5項） ⑨住民からの請求に基づく住民票コードの変更（住基法第30条の4） ⑩住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。（住基法第1条） ⑪情報提供ネットワークシステムに住民票の本人確認情報関係情報を提供する（番号法第22条） ⑫個人番号の通知を行う（番号法第7条、番号法附則第3条） ⑬個人番号カードの交付等を行う（番号法第17条） ⑭住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置（住基法第3条第1項） なお、⑫の「個人番号の通知を行う」、及び⑬の「個人番号カードの交付等を行う」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録システム（既存住民基本台帳システム）
②システムの機能	1. 住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録（住民票を作成）する。 2. 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 3. 住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除（住民票を除票）する。 4. 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録（住民票）を照会する。 5. 証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民票の記載等に応じた住民基本台帳ネットワークシステムとの連携。 7. 法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う。 8. 都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。 9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する 10. 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供。 11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行管理 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を管理する。 12. 個別記載事項情報の管理 住民票個別記載事項項目となる、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、収納管理システム、児童手当システム、子ども子育て支援システム、印鑑システム、選挙管理システム、学齢簿管理システム、福祉医療システム）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に本市の市町村CSの本人確認情報を更新し、大阪府の都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が大阪府サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、大阪府サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（中間サーバコネクタ）
②システムの機能	【団体内統合宛名管理】 1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 【中間サーバプラットフォーム】 1. 符号取得要求登録機能 団体内統合宛名番号、個人番号のセットを符号取得要求として受け付け、符号取得管理に登録する機能。 2. 符号取得用の処理通番取得機能 処理通番発行依頼要求電文の作成と情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）へ送信を行い、応答として受け取った処理通番を符号取得管理に登録する機能。 3. 符号取得依頼機能 符号取得管理から符号取得対象の処理通番、個人番号のセットを取り出し、住基システムに対しては符号取得依頼用の電文又はファイルを作成して受け渡す機能である。 また、住基ネットCS又は都道府県サーバーに対しては符号取得依頼用のファイルを作成して受け渡す機能。 4. 符号取得・紐付機能 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から機関別符号通知電文を受信し、処理通番、符号を取得する。 符号取得管理に登録済みの処理通番を基に、団体内統合宛名番号と符号を紐付け、符号-団体内統合宛名番号紐付に登録する機能である。 登録完了後に符号取得管理における当該　レコード（個人番号、処理通番を含む）の削除を行う。 5. 符号取得管理情報削除機能 符号取得管理に登録された情報（団体内統合宛名番号、符号、ステータス等）のうち、保持期限を過ぎた対象を特定し、削除する機能。 6. 団体内統合宛名番号-符号変換機能 団体内統合宛名番号に対応する符号を返す機能。 7. 符号-団体内統合宛名番号変換機能 符号に対応する団体内統合宛名番号を返す機能。 8. 符号取得状態確認機能 符号取得状態の確認要求として、確認対象の団体内統合宛名番号を受け付け、指定された団体統合宛名番号に対する符号取得要求の進行状態確認を行う機能。 9. 団体内統合宛名番号登録機能 団体内統合宛名番号登録要求として、団体内統合宛名番号を受け付け、符号-団体内統合宛名番号紐付に登録する機能。 10. 団体内統合宛名番号確認機能 団体内統合宛名番号確認要求として、確認対象の団体内統合宛名番号を受け付け、団体内統合宛名番号の登録状況確認を行う機能。 11. 団体内統合宛名番号変更機能 団体内統合宛名番号変更要求として、変更対象の団体内統合宛名番号と変更後の団体内統合宛名番号を受け付け、符号-団体内統合宛名番号紐付で保持する団体内統合宛名番号の変更を行う機能。 12. 団体内統合宛名番号削除機能 団体内統合宛名番号削除要求として、削除対象の団体内統合宛名番号を受け付け、符号-団体内統合宛名番号紐付で保持する紐付情報を削除する機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

(1)住民票情報ファイル
(2)本人確認情報ファイル
(3)送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部市民課
②所属長	市民課長　松田　佳世

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出等の事由により住民票が消徐(死亡による消徐を除く)された者(以下「消徐者」という。)を含む
その必要性	住民基本台帳法に基づき住民に関する記録を正確に行い、住民に関する事務を管理・執行し、住民からの届出等に関する事務処理の合理化を行うため。 また、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項であるため。
④記録される項目	[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　更新年月日、操作者の職員ID　)
その妥当性	個人番号:番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)により、記載する。 その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 その他住民票関係情報:住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。 業務関係情報:住基法第7条各号に定める資格情報を保有する。 ※住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月15日
⑥事務担当部署	市民部市民課、国分出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 地方公共団体システム機構（住基ネット）　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市町村作成の転出証明書　） [　　] 民間事業者　（　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[○] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム　）
③使用目的 ※		番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の提供を求め、番号整備法第16条（住基法第7条第8の2号）により住民票への記載を行い、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するために使用する。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、国分出張所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		1. 住民票の記載 ・出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 ・転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出書に記載された個人番号について、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、住民記録システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 2. 住民票の記載の修正 ・住民票を修正する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 3. 住民票の消除 ・転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 4. 住民票の発行 ・住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 5. 本人確認情報、転出証明書情報の作成 ・住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 6. 住民票関係情報の提供 ・情報提供ネットワークへ世帯情報を提供する。
	情報の突合	・転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、住民記録システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行い、既往の住民票が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号（宛名番号）」も引き継ぐこととしている。
⑥使用開始日		平成27年7月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住民情報システム構築保守業務
①委託内容		住民情報システムパッケージソフトウェア構築、保守に係る業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則認めていないが、委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・顔写真つき業務従事者届け ・従事者より秘密保持に関する誓約書
	⑥再委託事項	住民情報システムのパッケージアプリケーションの構築保守作業。（システムの運用サポート、職員からの問い合わせに対するプログラム、データの調査、テスト及び検証、作業指示に基づくデータ抽出等の業務）
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 55 ）件 [○] 移転を行っている （ 21 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表第2の1項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報で主務省令で定められた情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法別表第2の2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法別表第2の3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表第2の4項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法別表第2の6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表第2の8項
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表第2の9項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の11項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の16項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の18項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の20項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表第2の21項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表第2の23項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の27項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法別表第2の30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の31項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法別表第2の34項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法別表第2の35項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法別表第2の37項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法別表第2の38項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報（世帯番号、続柄等）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民であり転出等の事由により住民票を消除（死亡による消徐を除く）された者も含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉部健康福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目１０
②移転先における用途	予防接種法による各種予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種の記録に関する事務に使用
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先2～5	
移転先2	財務部課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の項目１６
②移転先における用途	個人市民税の賦課に関する事務、納税義務者を特定するためと、申告された被扶養者の要件確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先3	財務部課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の項目１６
②移転先における用途	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務で、課税対象者の最新住所地等を把握するために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	土地・家屋の所有者や納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

移転先4	財務部課税課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目１６
②移転先における用途	軽自動車税の賦課に関する事務で、課税対象者の最新住所地等を把握するために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車の所有者や納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先5	財務部納税課
①法令上の根拠	番号法第９条第１項別表第１の項目１６
②移転先における用途	地方税法に基づく地方税の徴収
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先6～10	
移転先6	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目３０
②移転先における用途	国民健康保険法による国民健康保険の得喪に係る被保険者証の交付・回収及び保険給付の記録、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者（かつて被保険者であったものを含む）及びその世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

移転先7	健康福祉部健康福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目49
②移転先における用途	母子保健法にかかる保健指導等の実施に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先8	健康福祉部こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目56
②移転先における用途	児童手当法に規定する児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている15歳迄の者及びその世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先9	健康福祉部高齢介護課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目59
②移転先における用途	後期高齢者医療証の交付・医療費の支払い・保険料の徴収等に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

移転先10	健康福祉部高齢介護課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目６８
②移転先における用途	介護保険において資格要件の確認、世帯員情報の取得および各種通知のため最新住所地の確認等に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部健康福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目７６
②移転先における用途	健康増進法及によるがん検診等の実施に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先12	健康福祉部こども育成課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目８
②移転先における用途	児童福祉法による保育の実施若しくは措置または費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目８
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所支援に係る障害福祉サービス支給決定に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所支援対象者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	健康福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目１１
②移転先における用途	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳交付対象者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	健康福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目１４
②移転先における用途	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳交付対象者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先16～20	
移転先16	健康福祉部福祉総務課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目１５
②移転先における用途	生活保護法に基づく保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還、徴収に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目３１
②移転先における用途	国民年金法による国民年金の資格の取得及び喪失に関する事項の届出等に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先18	健康福祉部こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目３７
②移転先における用途	児童扶養手当法に規定する児童扶養手の支給に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19	健康福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目47
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	健康福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目84
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付及び地域生活支援事業に係る障害者福祉サービス支給決定事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	＜柏原市における措置＞ 住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ①サーバを設置している室の出入口では入退室管理を行い、許可された者だけが入室できる区域にサーバーを設置している。 ②耐震措置を施し施錠ができるラックに、サーバーを設置している。 ③不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可 (authorization)、監査 (audit)を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 保管場所 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データーセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデーターベース上に保管される。 2. 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
（2）本人確認情報ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出等の事由により住民票が消徐（死亡による消徐を除く）された者（以下「消徐者」という。）を含む
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	＜個人番号、4情報、その他住民票関係情報＞ 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月15日
⑥事務担当部署		市民部市民課、国分出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 住民記録システム　　）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、国分出張所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		①住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバー)。 ②住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ③4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ④本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバー）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバー）と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバー／全国サーバー）。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年7月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステム保守業務
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等の保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則認めていないが、委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・顔写真つき業務従事者届 ・従事者より秘密保持に関する誓約書
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業。（システムの運用サポート、職員からの問い合わせに対するプログラム、データの調査、テスト及び検証等の業務）
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事が保存する本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	＜柏原市における措置＞ 住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ①サーバを設置している室の出入口では入退室管理を行い、許可された者だけが入室できる区域にサーバーを設置している。 ②耐震措置を施し施錠ができるラックに、サーバーを設置している。 ③不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可 (authorization)、監査 (audit)を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データーセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデーターベース上に保管される。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。 ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出等の事由により住民票が消徐(死亡による消徐を除く)された者(以下「消徐者」という。)を含む
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　通知カード及び交付申請書の送付先の情報　)
その妥当性	①個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ②その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民部市民課、国分出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、国分出張所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託する　]　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　1 ）件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステム保守業務
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務
②委託先における取扱者数		[　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則認めていないが、委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・顔写真つき業務従事者届け ・従事者より秘密保持に関する誓約書
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業。（システムの運用サポート、職員からの問い合わせに対するプログラム、データの調査、テスト及び検証等の業務）
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）
②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。
提供先2～5	

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜柏原市における措置＞ 住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ①サーバを設置している室の出入口では入退室管理を行い、許可された者だけが入室できる区域にサーバーを設置している。 ②耐震措置を施し施錠ができるラックに、サーバーを設置している。 ③不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可 (authorization)、監査 (audit)を行っている。
7. 備考	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月2日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　①システムの名称	―	「※後述の「3．特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。」を追記	事後	追記による補完
平成28年9月2日	Ⅰ　基本情報　4．個人番号の利用　※　法令上の根拠	―	・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）の前に「・第22条（転入届）」を挿入	事後	追記による補完
平成28年9月2日	Ⅰ　基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　佐藤　祥司	市民課長　石原　悟	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（住民基本情報ファイル）2．基本情報　⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月15日	事後	時期の確定によるもの
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（住民基本情報ファイル）3．特定個人情報の入手・使用　⑥使用開始日	平成27年10月1日	平成27年7月15日	事後	誤記修正
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（本人確認情報ファイル）2．基本情報　⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月15日	事後	時期の確定によるもの
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（本人確認情報ファイル）3．特定個人情報の入手・使用　⑥使用開始日	平成27年10月1日	平成27年7月15日	事後	誤記修正
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル）2．基本情報　⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	時期の確定によるもの
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル）3．特定個人情報の入手・使用　③使用目的　※	法令に基づく	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく	事後	総務省令施行による変更

平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	法令に基いて	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて	事後	総務省令施行による変更
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　提供先1　①法令上の根拠	総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事後	総務省令施行による変更
平成28年9月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　提供先1　②提供先における用途	法令に基づく	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく	事後	総務省令施行による変更
平成28年9月2日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	—	項番「18」項目名「転入前住所」および項番「36」項目名「タイムスタンプ」を追加	事後	追記による補完
平成29年9月1日	Ⅰ　基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　石原　悟	市民課長　松田　佳世	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　移転先8	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部こども政策課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　移転先12	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部こども育成課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　移転先16	健康福祉部生活福祉課	健康福祉部福祉総務課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　移転先18	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部こども政策課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（１）住民票情報ファイル

	項目名		項目名
1	宛名番号	31	カナアルファベット氏名
2	世帯番号	32	カナ漢字氏名
3	個人番号	33	アルファベット氏名
4	住民票コード	34	漢字氏名
5	カナ氏名	35	通称
6	氏名	36	国籍・地域コード
7	生年月日	37	在留資格コード
8	性別	38	在留期間等年
9	現住所情報	39	在留期間等月
10	方書	40	在留期間等日
11	住民となった年月日	41	在留期間等の満了の日
12	住民となった事由	42	特別永住者証明書交付年月日
13	住民となった届出年月日	43	個別事項情報
14	住民でなくなった年月日	44	選挙人名簿
15	住民でなくなった事由	45	国民健康保険資格情報
16	住民でなくなった届出年月日	46	後期高齢者医療資格情報
17	住所を定めた年月日	47	介護保険資格情報
18	住所を定めた事由	48	国民年金資格情報
19	住所を定めた届出年月日	49	児童手当受給資格情報
20	外国人住民となった年月日	50	異動情報
21	外国人住民となった事由	51	異動事由
22	外国人住民となった届出年月日	52	異動年月日
23	続柄	53	届出年月日
24	世帯主名	54	更新年月日
25	本籍地情報	55	更新者ＩＤ
26	筆頭者	56	団体内統合宛名番号
27	前住所情報		
28	転出予定地情報		
29	転出確定地情報		
30	外国人情報		

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（２）本人確認情報ファイル

	項目名		項目名
1	住民票コード	19	外字数（転入前住所）
2	漢字氏名	20	続柄
3	外字数（氏名）	21	異動事由
4	ふりがな氏名	22	異動年月日
5	清音化かな氏名	23	異動事由詳細
6	生年月日	24	旧住民票コード
7	性別	25	住民票コード使用年月日
8	市町村コード	26	依頼管理番号
9	大字・字コード	27	操作者ＩＤ
10	郵便番号	28	操作端末ＩＤ
11	住所	29	更新順番号
12	外字数（住所）	30	異常時更新順番号
13	個人番号	31	更新禁止フラグ
14	住民となった日	32	予定者フラグ
15	住所を定めた日	33	排他フラグ
16	届出の年月日	34	外字フラグ
17	市町村コード（転入前）	35	レコード状況フラグ
18	転入前住所	36	タイムスタンプ

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

（３）送付先情報ファイル

	項目名		項目名
1	送付先管理番号	36	操作端末ＩＤ
2	送付先郵便番号	37	印刷区分
3	送付先住所　漢字項目長	38	住民票コード
4	送付先住所　漢字	39	氏名　漢字項目長
5	送付先住所　漢字　外字数	40	氏名　漢字
6	送付先氏名　漢字項目長	41	氏名　漢字　外字数
7	送付先氏名　漢字	42	氏名　かな項目長
8	送付先氏名　漢字　外字数	43	氏名　かな
9	市町村コード	44	郵便番号
10	市町村名　項目長	45	住所　項目長
11	市町村名	46	住所
12	市町村郵便番号	47	住所　外字数
13	市町村住所　項目長	48	生年月日
14	市町村住所	49	性別
15	市町村住所　外字数	50	個人番号
16	市町村電話番号	51	第３０条の４５に規定する区分
17	交付場所名　項目長	52	在留期間の満了の日
18	交付場所名	53	代替文字変換結果
19	交付場所名　外字数	54	代替文字氏名　項目長
20	交付場所郵便番号	55	代替文字氏名
21	交付場所住所　項目長	56	代替文字住所　項目長
22	交付場所住所	57	代替文字住所
23	交付場所住所　外字数	58	代替文字氏名位置情報
24	交付場所電話番号	59	代替文字住所位置情報
25	カード送付場所名　項目長	60	外字フラグ
26	カード送付場所名	61	外字パターン
27	カード送付場所名　外字数		
28	カード送付場所郵便番号		
29	カード送付場所住所　項目長		
30	カード送付場所住所		
31	カード送付場所住所　外字数		
32	カード送付場所電話番号		
33	対象となる人数		
34	処理年月日		
35	操作者ＩＤ		

Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名

（1）住民票情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜業務における措置＞ ①届出書、申請書について対象者以外の情報や不要な情報を誤って記載することが無いような様式としている。 ②届出、申請等の受理に際しては、窓口において届出、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ③届出書をシステムへ入力後、異動届と入力内容を突き合わせ）対象者以外の情報を入手していないことを確認する ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ 住基ネットからの特定個人情報の入手は対象者以外の情報が連携入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ②ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜業務における措置＞
届出書の受領については住民基本台帳法第27条の規定に基づき、本人または代理人による届出のみとしており、受領の際は本人または代理人について本人確認を行うこととしている。

＜住民記録システムにおける措置＞
住民記録システムの利用に関しては個人ごとにユーザIDを割り当てIDとパスワードによる認証を行い、ログインしたユーザ毎に利用可能な機能を権限として付与することで不正利用による特定個人情報の入手を抑止している。

＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞
住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また、情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対しての対策も実施されている。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞
1不適切な方法で入手が行われるリスクについての対策
個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。
2入手した特定個人情報が不正確であるリスクについての対策
①個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名個人番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名個人番号を管理している。
②個人番号の入手にあたってはチェックデジットを確認している。
3入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク
操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜宛名システム等における措置＞ 番号法第9条別表一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。 また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ②稼働するLANでは、外部から侵入できないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	＜既存住民基本台帳システムにおける措置＞ ①ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ②認証パスワードについては、有効なパスワードであるか、適切なパスワードか否かをシステムでチェックし、一定期間にパスワード変更を行わない場合は、当該ユーザーIDを失効させる。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ②パスワードポリシーに基づきパスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。
その他の措置の内容		＜既存住民基本台帳システムにおける措置＞ ①システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。 ②ネットワークで利用できる端末をシステムで管理することにより、不正に端末を接続して利用できないように制御を実施している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 ②システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。 ③団体内統合宛名システムの操作（異動権限あり）者が、退職や別部門へ異動する場合には、異動をもって団体内統合宛名システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。 ④システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの利用ができないように対策を実施している。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜既存住民基本台帳システムにおける措置＞ ①電子媒体、外付け機器について事前に登録したもの以外は接続できないように制御することで無断持ち出しについて抑止している。 ②スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ③住民記録システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 （操作者がいつ、どの端末で、どの個人に対して、何（照会・異動・証明発行）を行ったまで記録している。） ④監査証跡については7年間保存し、検査・分析を行い、適時不正アクセス（操作）がないことを確認している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	①委託先及び従業員に対して在職中及び退職後においても秘密の保持を課すること ②個人情報の収集の制限に関すること ③厳重な保管及び搬送 ④再委託の禁止または制限に関すること ⑤委託業務を遂行する目的以外の利用の禁止 ⑥個人情報の複写及び複製の禁止 ⑦個人情報に関する作業場所の制限に間すること ⑧事故発生時の報告義務に関すること ⑨必要に応じて、状況の調査を行うことができること ⑩違反した場合における契約の解除等の措置及び損害賠償に関すること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	業務委託契約で再委託を行う場合には許可申請を行う事とし、再委託先にも委託先と同様の約定の遵守をさせている。 また従事者からは顔写真付きの経歴書と秘密保持に関する誓約書を徴収している。
その他の措置の内容		委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。 また、機器、電子媒体は事前に許可されたものしかシステムに接続できないように制限し、無断持ち出しへの対策を行っている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①番号法等の法令に定められた事務以外では特定個人情報の提供・移転は行わない。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は移転先より利用申請書を提出させ当該業務所管課が法的根拠等を判断し、承認をした場合に必要な情報のみを提供することとしている。
その他の措置の内容		①ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後はそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ②住民記録システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
①違反行為については、当市個人情報保護条例の罰則規定が設けられており処罰の対象となり得る。 ②個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行うことになるため、それ以上の対応手順は特に定めていないが、個人情報という観点では、当市情報セキュリティポリシーに記載された情報セキュリティ事故への対応に従う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	［ ○ ］接続しない（入手）　［　　］接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	［　　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①個人番号利用事務（システム）からの接続には認証を必要とし、個人番号利用事務（システム）以外のアクセスはできない対策を実施している。 ②ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続 端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ①安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 情報入手元が中間サーバであることを確認後、入手している。 ②入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスクに対する措置 通信路セキュリティとして、経路暗号化を実施している。 ③入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 中間サーバーに情報入手リクエストを要求する際は、リクエスト先が中間サーバーであることを確認している。 ④不適切な方法で提供されるリスクに対する措置 中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。 ⑤誤った情報を提供してしまうリスクに対する措置 情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。 また、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに，通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは，特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	＜本市における措置＞ ①サーバは入退室管理を行っている室内に耐震措置を施した施錠できるラックに設置している ②データのバックアップは毎日行い、全体のバックアップを月末に行い施錠のできる耐火庫に保管している ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜本市における措置＞ ①本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバーは、許可されたものだけが入室できるように入退室を制限できる室に設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用) を行っている。 ②消徐された住民票,古い履歴 ・住民基本台帳事務においては、最新の情報のみならず、その履歴についても情報を持つことが求められている。 また、消徐された住民票についても他業務においては特定の期間で消去を行うと不都合が生じる恐れがある。 住基法施行令第34条には、保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないので、消去は行っていない。 このため、古い情報の修正等に関する操作権限は限られたものに限定し、誤操作によるデータ消去等を行わないようにしているとともに、これらの情報について、義務付けはされないものの、生存者と同様に保護を実施する。 ・サーバー設置場所、記録媒体の保管場所は施錠管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする事としている。 また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②技術的対策 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウィルスやハッキング等の驚異からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入　防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバープラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの摘要を行う。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜従事者に対する教育・啓発＞ ①職員についてはeラーニングにより情報セキュリティに関する教育を実施している。 ②セキュリティニュースを電子掲示版へ掲示し全職員に対しセキュリティに関する啓発を行っている。 ③違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。違反行為の程度によって又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象となり得る。 ④委託業者に対しては秘密保持の周知を特記事項として契約しており、従事者個人に対しては秘密保持に関する誓約書を提出させている。 ＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

<本市における措置>
個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、本人の申請又は職権により速やかに個人番号の変更を行う。

＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞
中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、 ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置＞ 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞ ①平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ②正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク＞ ①地方公共団体情報システム機構が作成・配布する市町村CSサーバ上で稼働する専用のアプリケーションでは市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策に最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 このアプリケーションを利用することにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ②市町村CSサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵しており、ハードウェアにおいても入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜宛名システム等における措置＞ 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ＜事務で使用するその他のシステムにおける措置＞ 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用職員について、照合IDと生体認証情報を登録し、操作者認証を行う。
その他の措置の内容	＜従業者が事務外で使用するリスクへの措置＞ ①利用職員ごとに業務内容に合った必要最小限の権限のみを付与している。 ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ③担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ④システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。 ⑤委託先の従業者に対しては、当該事項について誓約書の提出を求めている。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置＞ ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えないようアクセス制御を行っている。 ②バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる＞ ①スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ②統合端末のディスプレイを、表示の内容が来庁者から見えない位置に置く ③本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ④大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	①委託先及び従業員に対して在職中及び退職後においても秘密の保持を課すること ②個人情報の収集の制限に関すること ③厳重な保管及び搬送 ④再委託の禁止または制限に関すること ⑤委託業務を遂行する目的以外の利用の禁止 ⑥個人情報の複写及び複製の禁止 ⑦個人情報に関する作業場所の制限に間すること ⑧事故発生時の報告義務に関すること ⑨必要に応じて、状況の調査を行うことができること ⑩違反した場合における契約の解除等の措置及び損害賠償に関すること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	業務委託契約で再委託を行う場合には許可申請を行う事とし、再委託先にも委託先と同様の約定の遵守をさせている。 また従事者からは顔写真付きの経歴書と秘密保持に関する誓約書を徴収している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜特定個人情報ファイルの不正な提供の抑止＞ ①委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。 ②委託先従事者の作業時には職員が立会監視し不正操作を抑止している。 ＜特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限＞ ①作業者の名簿を提出させ管理台帳に記載しており、記載の無いものには作業させない。 ②閲覧／更新権限を持つ者は必要最小限としている。 ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ④閲覧／更新の履歴を取得し、不正な使用がないことを確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容		「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、職員が行うこととしている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞ 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ＜誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置＞ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ＜誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置＞ 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] ＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容		＜本市における措置＞ ①サーバは入退室管理を行っている室内に耐震措置を施した施錠できるラックに設置している ②データのバックアップは毎日行い、全体のバックアップを月末に行い施錠のできる耐火庫に保管している
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク＞ ①システム上、総務省告示第334号（第6－8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。		

8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜従事者に対する教育・啓発＞ ①職員についてはeラーニングにより情報セキュリティに関する教育を実施している。 ②嘱託職員については職場研修を通じ教育を実施している。 ③セキュリティニュースを電子掲示版へ掲示し全職員に対しセキュリティに関する啓発を行っている。 ④違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。違反行為の程度によって又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象となりうる。 ⑤委託業者に対しては秘密保持の周知を特記事項として契約しており、従事者個人に対しては秘密保持に関する誓約書を提出させている。
10. その他のリスク対策		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置＞ 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞ ①平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ②正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク＞ ①地方公共団体情報システム機構が作成・配布する市町村CSサーバ上で稼働する専用のアプリケーションでは市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策に最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 このアプリケーションを利用することにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ②市町村CSサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵しており、ハードウェアにおいても入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜宛名システム等における措置＞ 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ＜事務で使用するその他のシステムにおける措置＞ 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用職員について、照合IDと生体認証情報を登録し、操作者認証を行う。
その他の措置の内容	＜従業者が事務外で使用するリスクへの措置＞ ①利用職員ごとに業務内容に合った必要最小限の権限のみを付与している。 ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ③担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ④システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。 ⑤委託先の従業者に対しては、当該事項について誓約書の提出を求めている。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置＞ ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えないようアクセス制御を行っている。 ②バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる＞ ①スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ②統合端末のディスプレイを、表示の内容が来庁者から見えない位置に置く ③本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ④大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	①委託先及び従業員に対して在職中及び退職後においても秘密の保持を課すること ②個人情報の収集の制限に関すること ③厳重な保管及び搬送 ④再委託の禁止または制限に関すること ⑤委託業務を遂行する目的以外の利用の禁止 ⑥個人情報の複写及び複製の禁止 ⑦個人情報に関する作業場所の制限に間すること ⑧事故発生時の報告義務に関すること ⑨必要に応じて、状況の調査を行うことができること ⑩違反した場合における契約の解除等の措置及び損害賠償に関すること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	業務委託契約で再委託を行う場合には許可申請を行う事とし、再委託先にも委託先と同様の約定の遵守をさせている。 また従事者からは顔写真付きの経歴書と秘密保持に関する誓約書を徴収している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜特定個人情報ファイルの不正な提供の抑止＞ ①委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。 ②委託先従事者の作業時には職員が立会監視し不正操作を抑止している。 ＜特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限＞ ①作業者の名簿を提出させ管理台帳に記載しており、記載の無いものには作業させない。 ②閲覧／更新権限を持つ者は必要最小限としている。 ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ④閲覧／更新の履歴を取得し、不正な使用がないことを確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容		「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、職員が行うこととしている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞ 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ＜誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置＞ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ＜誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置＞ 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞
本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。
また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。
そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置＞
システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする
＜特定個人情報の保管におけるリスク＞
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村のCSからは削除され、その後、特定個人情報は地方公共団体情報システム機構において管理されるため送付先情報ファイルのバックアップは行わない予定である。

8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜従事者に対する教育・啓発＞ ①職員についてはeラーニングにより情報セキュリティに関する教育を実施している。 ②嘱託職員については職場研修を通じ教育を実施している。 ③セキュリティニュースを電子掲示版へ掲示し全職員に対しセキュリティに関する啓発を行っている。 ④違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。違反行為の程度によって又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象となりうる。 ⑤委託業者に対しては秘密保持の周知を特記事項として契約しており、従事者個人に対しては秘密保持に関する誓約書を提出させている。 ＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　市民部　市民課
②請求方法	柏原市個人情報保護条例第13条、第18条、第21条に基づき各請求手続きに必要な事項を記載した請求書を提出する（市ホームページ上に請求先、開示請求書様式を掲載している）
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　市民部　市民課
②対応方法	情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月10日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	